平成30年6月7日 告示第127号

(趣旨)

第1条 本市の地域経済の活性化及び雇用機会の拡大を図るため、情報関連事業を行う事業者に対し、予算の定めるところにより豊後大野市情報関連企業誘致促進事業補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付については、豊後大野市補助金等交付規則(平成17年豊後大野市規則第50号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。

(定義)

- 第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところに よる。
  - (1) 事業者 日本標準産業分類(平成25年総務省告示第405号)に定める情報サービス 業、インターネット附随サービス業(以下「情報関連事業」という。)の事業を営む 法人又は個人をいう。
  - (2) 事業所 事務所、作業場、研修棟その他の情報関連事業の用に供する建物をいう。
  - (3) 新設 市内に既存の事業所を有しない事業者(市内に住所又は所在地を有しない者に限る。)が新たに事業所を設置することをいう。
  - (4) 増設等 市内に既存の事業所を有する事業者が、当該事業所を廃止することなく 事業規模拡大のために新たな事業所を設置し、若しくは当該事業所を廃止して従前の 事業所の床面積以上の新たな事業所を設置すること又は市内に住所又は所在地を有す る事業者が市内に新たな事業所を設置することをいう。
  - (5) 新たな雇用等 市内に住所を有する者を常勤の従業員として新たに雇用すること 又は新設若しくは増設等に伴い既存の常勤の従業員が市内に転入することをいう。
  - (6) 改装費 事業所の用に供するために整備した当該事業所の改装に要する経費及び 電気、水道並びに通信機器の敷設に要する経費をいう。
  - (7) 回線使用料 事業所で用いる電話(携帯電話使用料を除く。)、インターネット接続サービスの利用に係る経費等、通信回線に係る使用料をいう。
  - (8) 賃借料 事業所の賃借料(共益費を含み、敷金、権利金その他これに類する経費を除く。)をいう。

(補助対象事業者)

第3条 補助金の交付の対象となる事業者は、情報関連事業を行うために市内に事業所を

新設し、又は増設等をすることにより、3人以上の新たな雇用等を創出する情報関連事業(以下「補助対象事業」という。)を行う者(以下「補助対象事業者」という。)とする。

(補助率及び補助金の額等)

- 第4条 市長は、次に掲げる補助金を予算の範囲内で交付するものとする。
  - (1) 事業所の新設又は増設等に伴う新たな雇用等による従業員の数に10万円を乗じて 得た額(その額が100万円を超えるときは、100万円)
  - (2) 事業所の新設又は増設等に伴う改装費の2分の1に相当する額(その額が100万円を超えるときは、100万円)
  - (3) 事業所の用に供するために支出した1年間の賃借料の額の2分の1に相当する額(その額が100万円を超えるときは、100万円)
  - (4) 事業所の用に供するために支出した1年間の回線使用料の2分の1に相当する額(その額が100万円を超えるときは、100万円)
- 2 第1号及び第2号に掲げる補助金の交付は、同一の補助対象事業者に対し1回限りとする。
- 3 第3号及び第4号の補助金の交付の対象となる期間は、同一の補助対象事業者に対し補助対象事業を開始した日(以下「操業日」という。)から3年間とする。

(補助対象事業者の指定)

- 第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者(以下「申請事業者」という。) は、市長の指定を受けなければならない。
- 2 前項の指定を受けようとする申請事業者は、原則として操業日の60日前までに豊後大 野市情報関連企業誘致促進事業補助対象事業者指定申請書(様式第1号)を市長に提出 しなければならない。
- 3 市長は、前項の申請書が提出されたときは、その内容を審査し、指定の決定をしたときは、豊後大野市情報関連企業誘致促進事業補助対象事業者指定通知書(様式第2号) により申請事業者に通知するものとする。

(補助対象事業者の指定の取消し等)

- 第6条 市長は、前条の指定を受けた申請事業者(以下「指定事業者」という。)が次の 各号のいずれかに該当すると認めるときは、その指定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。
  - (1) 指定に係る事業所の設置又は事業の拡張を中止し、又は廃止したとき。
  - (2) 第3条第1項の要件を満たさなくなったとき。
  - (3) 申請の内容に虚偽が認められたとき。

(補助対象事業の内容の変更)

- 第7条 指定事業者は、補助対象事業について内容を変更しようとするときは、あらかじめ豊後大野市情報関連企業誘致促進事業補助対象事業者指定変更承認申請書(様式第3号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 市長は、前項の承認をしたときは、その旨を豊後大野市情報関連企業誘致促進事業補助対象事業者指定変更承認通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(事業の開始の報告)

第8条 指定事業者は、補助対象事業を開始したときは、速やかに豊後大野市情報関連企業誘致促進事業開始報告書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付申請)

- 第9条 指定事業者は、補助金の交付の申請(以下「交付申請」という。)をしようとするときは、豊後大野市情報関連企業誘致促進事業補助金交付申請書(様式第6号)に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。
  - (1) 補助金交付申請額の算出根拠
  - (2) 雇用者の内訳書
  - (3) 新たな雇用者名簿
  - (4) その他市長が必要と認める書類
- 2 交付申請は、操業日から1年を経過した後、速やかに操業日から1年間の補助対象経費 の実績により行うものとする。ただし、翌年以降の交付申請は、前年の申請に係る期間 の末日の翌日から1年間の補助対象経費の実績により行うものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、第4条第1号及び第2号の補助金の交付申請は、新設若しく は増設等に伴う新たな雇用をしたとき又は新設若しくは増設等の完了後、行うことがで きる。

(補助金の交付の決定及び額の確定)

第10条 市長は、前条の交付申請があったときは、その内容を審査し、交付の決定をしたときは、豊後大野市情報関連企業誘致促進事業補助金交付決定通知書及び額の確定通知書(様式第7号)により、指定事業者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第11条 指定事業者は、補助金の交付の請求をするときは、豊後大野市情報関連企業誘致促進事業補助金交付請求書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

(営業の継続)

第12条 補助金の交付を受けた指定事業者は、その交付を受けた日から5年間は、補助 対象事業を継続して営まなければならない。 (委任)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この告示は、公示の日から施行し、平成30年度の予算に係る補助金から適用する。

#### 様式第1号(第5条関係)

# 豊後大野市情報関連企業誘致促進事業補助対象事業者指定申請書

年 月 日

豊後大野市長 様

所 在 地 申請者 名 称 代表者名 印

豊後大野市情報関連企業誘致促進事業補助金交付要綱第5条第1項の規定により、補助対象事業者として指定を受けたいので、同条第2項の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

- 1 事業所の名称
- 2 事業所の所在地
- 3 事業の内容
- 4 操業開始予定年月日
- 5 雇用計画(5年間)
- 6 添付書類
  - (1) 事業所の配置計画図
  - (2) 定款及び登記簿謄本
  - (3) 決算書
  - (4) 会社概要及び事業計画書
  - (5) 滞納のない証明書
  - (6) その他市長が必要と認める書類

様式第2号(第5条関係)

豊後大野市情報関連企業誘致促進事業補助対象事業者指定通知書

 第
 号

 年
 月

 日

様

豊後大野市長 印

年 月 日付けで申請があった補助対象事業者指定申請について、豊後大野市情報関連企業誘致促進事業補助金交付要綱第5条第3項の規定により、補助対象事業者として指定の決定をしたので通知します。

- 1 事業所の名称
- 2 事業所の所在地
- 3 指定の条件

様式第3号(第7条関係)

豊後大野市情報関連企業誘致促進事業補助対象事業者指定変更承認申請書

年 月 日

豊後大野市長 様

所 在 地 申請者 名 称 代表者名

印

年 月 日付けで申請しました補助対象事業者指定申請書の内容に変更がありま したので、豊後大野市情報関連企業誘致促進事業補助金交付要綱第7条第1項の規定により、次の とおり申請します。

# 1 変更の内容

1 次入57174	
変更前	変更後

2 変更の理由

様式第4号(第7条関係)

豊後大野市情報関連企業誘致促進事業補助対象事業者指定変更承認通知書

 第
 号

 年
 月

 日

様

豊後大野市長 印

年 月 日付けで申請があった変更内容を承認し、引き続き補助対象事業者として認めたので、豊後大野市情報関連企業誘致促進事業補助金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

## 様式第5号(第8条関係)

# 豊後大野市情報関連企業誘致促進事業開始報告書

年 月 日

豊後大野市長 様

所 在 地 名 称

代表者名 印

年 月 日付け 第 号で指定を受けた補助対象事業を開始したので、豊後大野市情報関連企業誘致促進事業補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり報告します。

- 1 事業所の名称
- 2 事業所の所在地
- 3 事業所の (新設・増設等) 完了年月日 年 月 日
- 4 事業の開始年月日 年 月 日
- 5 雇用者数 人

#### 様式第6号(第9条関係)

# 豊後大野市情報関連企業誘致促進事業補助金交付申請書

年 月 日

印

豊後大野市長

所 在 地

申請者 名 称

代表者名

年度豊後大野市情報関連企業誘致促進事業補助金の交付を受けたいので、豊後大野市 情報関連企業誘致促進事業補助金交付要綱第9条第1項の規定により、次のとおり申請します。

- 1 補助事業の内容
- 2 補助事業の実施場所

3 操業開始年月日 年 月 日

様

4 新たな雇用者数 人

( 年 月 日現在)

- 5 補助金交付申請額
- 6 経費の内訳

種 別	補助対象経費	補助交付申請額
新たな雇用に対する補助		円
改装費	円	円
回線使用料	円	円
賃借料	円	円
合 計	円	円

# 7 交付申請対象期間

年 月 日から 年 月 日まで

- 8 添付書類
  - (1) 補助金交付申請額の算出根拠 (別紙1)
  - (2) 雇用者の内訳書(別紙2)
  - (3) 新たな雇用者名簿(別紙3)
  - (4) その他市長が必要と認める書類

## 別紙1

# 補助金交付申請額の算出根拠

## 1 新たな雇用に対する補助

新たな雇用者数	備	考

# 2 改装費

契約の名称	
契約年月日	
契約期間	
金 額	
支払年月日	
備考	

備考 契約書及び領収書等の写しを添付すること。

# 3 回線使用料

契約の名称	
契約年月日	
契約期間	
金 額	
支払年月日	
備考	

備考 契約書及び領収書等の写しを添付すること。

## 4 賃借料

* XIA11	
契約の名称	
契約年月日	
契約期間	
月額賃借料	
金 額	
支払年月日	
備考	

備考 契約書及び領収書等の写しを添付すること。

# 別紙2

# 雇用者の内訳書

(単位:人)

常勤の従業員の住所		職種別			
豊後大野市	その他	合 計	事 務	技 術	その他

別紙3

# 新たな雇用者名簿

番号	氏 名	業務種類	雇用年月日	備考

備考 住民票の写しを添付すること。

様式第7号(第10条関係)

豊後大野市情報関連企業誘致促進事業補助金交付決定通知書及び額の確定通知書

 第
 号

 年
 月

 日

様

豊後大野市長印

年 月 日付けで交付申請のあった 年豊後大野市情報関連企業誘致促進 事業補助金については、豊後大野市情報関連企業誘致促進事業補助金交付要綱第10条第1項の規定 により、次のとおり交付することに決定し、あわせてその額を確定したので通知します。

1 交付決定額及び額の確定額

円

## 2 交付の条件

- (1) この補助金に係る帳簿その他証拠書類は、補助金の交付決定に係る年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。
- (2) その他、豊後大野市補助金等交付規則及び豊後大野市情報関連企業誘致促進事業補助金交付要綱の定めに従うこと。

#### 様式第8号(第11条関係)

# 豊後大野市情報関連企業誘致促進事業補助金交付請求書

年 月 日

豊後大野市長

申請者 名 称

所 在 地

代表者名 印

年 月 日付けで 第 号で補助金の交付決定及び額の確定通知の あった 年度豊後大野市情報関連企業誘致促進事業補助金の交付について、豊後大野市情 報関連企業誘致促進事業補助金交付要綱第11条の規定により、次のとおり請求します。

1 交付決定額及び額の確定額 円

様

2 交付請求額 円

内訳

(1) 新たな雇用に対する補助 円

(2) 改装費 円

(3) 回線使用料 円

(4) 賃借料 円

様式第1号(第5条関係)

様式第2号(第5条関係)

様式第3号(第7条関係)

様式第4号(第7条関係)

様式第5号(第8条関係)

様式第6号(第9条関係)

様式第7号(第10条関係)

様式第8号(第11条関係)